

(9) 2009.10 ふじさと

地上デジタル放送受信のための支援について

経済的な理由で地上デジタル放送がまだ受信できない方に対して、総務省では簡易なチューナーの無償給付などの支援を行います。平成23年7月24日で、今までのテレビ放送（地上アナログ放送）は終了します。それまでに、テレビを地上デジタル放送対応にかえる必要があります。

◆対象◆

◎NHK放送受信料が全額免除となっている世帯

- ・生活保護などの公的扶助を受けている世帯
- ・障害者がいる世帯で、かつ世帯全員が町民税非課税の世帯など

※NHK放送受信契約、受信料免除の手続きがまだの方は、早めに手続きをされることをお勧めします。

※地上デジタル放送を受信できるテレビが無い場合に限ります。

◆支援内容◆

◎簡易なチューナーの無償給付

- ・1台分を現物給付。（テレビは給付しません）

◎アンテナ工事

- ・簡易チューナー設置済みだが、地上デジタル放送を見ることができない場合、屋外アンテナの無償改修。

※支援は現物給付で、ご自身で購入済みのチューナー等の精算はできません。

◆申込方法◆

◎専用申込書の送付（総務省・地デジチューナー支援実施センターへ）

- ・すでにNHK受信料免除の手続きが完了している方には、総務省より申込書が順次送付される予定です。
- ・これからNHK受信料免除の手続きをされる方は、同時に地上デジタル放送受信の支援について申し込むことができます。

※申込用紙は役場窓口に準備しておりますので、お申し出ください。

◆申込期間◆

平成21年12月28日（平成21年度分）※これを過ぎると、翌年度に支援を行う予定。

【お問い合わせ先】

◎支援の内容について

総務省地デジチューナー支援実施センター
☎ 0570-033-840
☎ 044-696-5425

◎NHK放送受信契約・免除について

NHK 視聴者コールセンター
☎ 0570-000-588
☎ 044-871-8441

※平日午前9時～午後9時

土・日・祝日は午前9時～午後6時

◎藤里町役場

町民生活課 ☎ 0185-79-2113
総務課 ☎ 0185-79-2111